

公立大学法人大分県立看護科学大学における財産使用料に関する規程

平成18年 4月 1日
規程第 55 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）の財産の貸付けに係る使用料について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料の額)

第2条 土地及び建物の使用料は、別表第1に定める額とする。ただし、電柱その他これに類するものの設置のため、及び地下埋設物の設置のための土地の使用料は、別表第2に定める額とする。

(徴収の方法)

第3条 理事長は、使用料を使用開始前に徴収するものとする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことのできない事由により、財産を使用することができなくなったときは、還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用に供するとき。
- (2) 学生、職員の福利厚生施設等として食堂、売店等の経営のために使用するとき。
- (3) 災害その他特別な事情により必要があると認めるとき。
- (4) 理事長が特に必要と認めるとき。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	使用料の額（標準年額）
土地	当該土地の時価相当額を当該土地の総面積で除して得た額に100分の5を乗じて計算した額
建物	当該建物の時価相当額を当該建物の延べ面積で除して得た額に100分の7を乗じて計算した額と土地使用料相当額を合計した額
備考	<p>1 土地使用料相当額とは、当該建物の敷地の土地単価額に建築面積を乗じて得た額を当該建物の延べ面積で除して得た額をいう。</p> <p>2 使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する</p> <p>3 使用期間が1月以上1年未満の場合は月割計算とし、1月未満の場合は日割計算とする。</p>

別表第2（第2条関係）

区分	使用料の額（標準年額）
電柱その他これに類するもの	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1の例により算定した額。
地下埋設物	大分県道路占用料徴収条例（昭和51年大分県条例第38号）別表の例により算定した額
備考	<p>1 電柱類とは、電気通信事業法施行令別表第1に掲げる物件をいう。</p> <p>2 使用期間が1月以上1年未満の場合は月割計算とし、1月未満の場合は日割計算とする。</p> <p>3 地下埋設物とは、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第2号に掲げる物件をいう。</p>

